

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 令和3年度北九州市情報公開制度運用状況【総務局総務部文書館】 2
- 令和3年度北九州市個人情報保護制度運用状況【総務局総務部文書館】 4

◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局観光部観光課】 6

北九州市告示第41号

北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第40条の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

北九州市長 武内和久

1 開示請求の状況

実施機関		件数	処理状況			
			開示	一部開示	不開示	取下げ
市長		674 (39)	408 (4)	204 (10)	37 (23)	25 (2)
教育委員会		41	9	18	10	4
選挙管理委員会		2	2	0	0	0
人事委員会		2	1	1	0	0
監査委員		0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		2	0	2	0	0
地方公営 企業管理 者	上下水道 局長	94	80	13	0	1
	交通局長	5	0	5	0	0
	公営競技 局長	10	5	5	0	0
消防長		20 (1)	11	8	1	0 (1)
市議会議長		5	0	5	0	0
公立大学法人北九州 市立大学		4	0	4	0	0
地方独立行政法人北 九州市立病院機構		4	0	3	1	0
市全体		863 (40)	516 (4)	268 (10)	49 (23)	30 (3)

注 カッコ内は、任意的公開の申出に係る件数で外数である。

任意的公開の申出とは、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）による改正前の北九州市情報公開条例（平成元年北九州市条例第22号）の施行の日前に決裁、供覧その他公的処理を完了した公文書

に係る公開の申出をいう。

2 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数 8件

審査庁	件数
市長	8

(2) 不服申立ての処理状況

ア 令和2年度不服申立てに係るもの 1件

諮問庁	処理結果	件数
市長	審理中	1

イ 令和3年度不服申立てに係るもの 8件

諮問庁	処理結果	件数
市長	審理中	8

北九州市告示第42号

北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）第64条の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

北九州市長 武内和久

1 開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 状 況			
		開 示	一部開示	不 開 示	取 下 げ
市長	111 (6)	37	46	21 (6)	7
教育委員会	6	0	5	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	1	0	1	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
地方公営 企業管理 者	上下水道 局長	0	0	0	0
	交通局長	0	0	0	0
	公営競技 局長	0	0	0	0
消防長	8	7	1	0	0
市議会議長	0	0	0	0	0
公立大学法人北九州 市立大学	0	0	0	0	0
地方独立行政法人北 九州市立病院機構	168	108	38	17	5
市 全 体	294 (6)	152	91	39 (6)	12

注 カッコ内は、任意的開示の申出に係る件数で外数である。

任意的開示の申出とは、平成元年11月1日前に決裁、供覧その他公的処理が完了した公文書に記録されている自己の個人情報についての開示の申出をいう。

2 訂正請求 0件

3 利用停止請求 0件

4 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数 4件

審査庁	件数
市長	4

(2) 不服申立ての処理状況

ア 令和2年度不服申立てに係るもの 2件

諮問庁	処理結果	件数
市長	処分妥当	1
	審理中	1

イ 令和3年度不服申立てに係るもの 4件

諮問庁	処理結果	件数
市長	審理中	2
地方独立行政法人北 九州市立病院機構	審理中	2

北九州市公告第139号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年2月27日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 複合機1台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア カラー複合機各1枚当たりの単価（当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（3年間分）を乗じて得た額の合計金額により行う。ただし、契約は、落札金額における複写1枚当たりの単価契約とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル4階
北九州市産業経済局観光部観光課

イ 期間 この公告の日から令和5年3月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市産業経済局観光部観光課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間 この公告の日から令和4年3月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル4階
観光課執務室内 会議室

イ 日時 令和5年3月10日午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局観光部観光課

〒802-0001

北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル4階

電話 093-551-8150